

《算式 3》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし））

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額} + \text{チの金額}}{\text{経常収入金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注） 国の補助金等をP S Tに算入するか否か選択適用可能

（解説）

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です（法令第5条第1項）。ただし、分子に算入する国の補助金等の額（チの金額）は、受入寄附金総額からロの金額を差し引いた金額が限度となります（分母には、国の補助金等の額の全額（トの金額）を算入します。）。

上記算式のうち、寄附金等収入金額及び経常収入金額については、《算式1》を参照してください。

トの金額（法令第5条第1項）

国の補助金等の全額

チの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額（法令第5条第1項）

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額からロの金額を差し引いた金額

《算式 4》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用あり））

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額} + \text{リの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注） 国の補助金等をP S Tに算入するか否か選択適用可能

（解説）

小規模法人の特例を選択適用する小規模法人で国の補助金等を受けている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です（法令第5条第3項）。ただし、分子に算入する国の補助金等の額（リの金額）は、受入寄附金総額からホの金額を差し引いた金額が限度となります。（分母には、国の補助金等の全額（トの金額）を算入します。）。

上記算式のうち、ニの金額、ホの金額及びヘの金額については《算式2》を参照してください。

トの金額（法令第5条第3項）

国の補助金等の全額

リの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額（法令第5条第3項）

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額から**ホの金額**を差し引いた金額